

松江市告示第395号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和7年10月22日

松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点 点	供用開始日	図面 番号	備考
50544	西 岩 坂 2 号 線	松江市八雲町西岩坂1054番15地先 " " " " 6地先	令和7年10月22日	1	
50545	早 田 6 号 線	松江市八雲町西岩坂26番1地先 " " " " 53番10地先	令和7年10月22日	2	
50546	早 田 7 号 線	松江市八雲町東岩坂3番28地先 " " " " 4番13地先	令和7年10月22日	3	
16317	打 出 3 号 線	松江市打出町219番地先 " " " " 206番地先	令和7年10月22日	4	
16415	打 出 5 号 線	松江市東長江町828番1地先 " " 打出町234番1地先	令和7年10月22日	4	
16416	打 出 6 号 線	松江市打出町243番2地先 " " " " 242番地先	令和7年10月22日	4	
91011	屋 路 2 号 線	松江市東出雲町揖屋字屋路1230番1地先 " " " " " " 26地先	令和7年10月22日	5	
91012	屋 路 3 号 線	松江市東出雲町揖屋字屋路1230番1地先 " " " " 字大久保田1299番2地先	令和7年10月22日	5	